

だが、条件をクリアして帰化できたととしても、日本代表になれるかは分からない。FIFA（国際サッカー連盟）のルールと、エメルソンの経歴が問題になってくる。

現状のルールでは日本代表になれないが…

昨年、FIFAの規約が改正され、「2カ国の代表チームでプレーできる」新ルールが定められた。

これは、「二つ以上の国籍を持つ選手」なら、プレーする代表チームを一度だけ変更できる、というものを。たとえばAとBの国籍を持ち、過去にA国でU-17代表などの経験があっても、その後B国のU-20代表やフル代表でプレーすることが可能になった（本誌03年7月22日号・P46参照）。

今回、エメルソン帰化→日本代表入りか？ の話題が、この新ルールと関連づけられて伝えられたケースもあるが、これは誤り。前述の「二つ以上の国籍を持つ選手」とは、あくまで「生まれながらにして」二つ以上の国籍を持つ選手であり、現在ブラジル国籍しか有していないエメルソンは、まったくこれに当てはま

らないのだ。

国籍を一つしか有していなくても、元の国で代表歴があれば、国籍を変更したあと、その国の代表でプレーできる。前述の過去の帰化選手はいずれも、元の国籍のブラジルで代表歴がなかったため、帰化したあとに日本代表になることができた。

しかしエメルソンは過去の帰化選手とは違い、ブラジルでの確固たる実績がある。別表に記した、99年U-20南米選手権への出場だ。

この大会は、日本が本大会で準優勝したナイジェリアでのワールドユースの、南米予選を兼ねたもの。当時の登録名は「マルシオ・カリオカ」で、一世代下の17歳ながらスパーサブとして活躍した。

ワールドユース本大会は登録されていない。しかし、現行のFIFA規約では、生まれながらにして一つしか国籍を持っていない選手は、「いかなるカテゴリーでも、一つの国の代表として公式大会に出場すれば、そ

の後に別の国の代表でプレーすることはできない」と定めている。

公式大会とは、ワールドカップ、ワールドユース、U-17世界選手権などのFIFAの公式戦と、その予選などの各大陸連盟の公式戦。U-20南米選手権は、れっきとした南米連盟の公式戦だ。

国籍に関する手続きは個別に状況が異なるため、正式調査のあとに結論が変わってしまう可能性は高くない。しかし、現行のルールから考えると、日本代表でプレーすることはできそうもない。

テオ氏はエメルソンの帰化について、全面的には賛成していない。「いまのルールは、2カ月後にはどうなっているか分からない」という認識があるためだ。先日、トルシエ監督

率いるカタール代表が、3人のジル人に国籍を取得させて、「（これが現実的だが）、代表チーム強化しようとする動きがあったら受け付けて現在、FIFAは変更しなくてはならないという規約が厳しくなる可能性はある一方、サッカーはもともと一つの国に4つの協会があるイギリス、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）うに、国籍と協会は必ずしも結していない。そう考えると、エメルソンの日本代表への道が開けるなルールに変わる可能性も、ゼロはいえない。

「私は、個人としてはエメルソンファンだから、彼が日本代表で出る姿を見たい。でも代理人と

帰化にあたっての要件(基準)

- 一 (居住要件)
引き続き五年以上日本に住所を有すること。
- 二 (能力(成年)要件)
二十歳以上で本国法によって能力を有すること。
- 三 (素行要件)
素行が善良であること。
- 四 (生計要件)
自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること。
- 五 (国籍要件)
国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと。
- 六 (暴力要件)
日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

帰化Q&A

Q: 日本に帰化する場合、どのような書類が必要になるのですか？

A: 大きく分けて経済状況、身分状況、素行状況等の多数の書類が必要です。たとえば、所得に関する証明書や家族構成の説明書などで、プライバシーにかかわることも含まれます。素行とは本人の善良性のことで、運転記録証明書などで証明します。

Q: 帰化にあたり、日本語の読解力はどの程度必要になるのでしょうか？ 書き取りテストのようなものはあるのですか？

A: 必要な日本語読解力は、おおむね小学校3年生程度とされます。「テスト」は事実上行なわれ、そのほとんどは本人との会話や、申請の動機書ほかの申請書類の読み書きなどを通じてのものです。法務局の職員は、何度も足を運ぶことになる本人との会話と書類作成を通し、日本語読解力を判定しますから、初回出頭の最初の挨拶のときから「テスト」は始まっています。日本語の書き取りテストのようなものも行なわれることはありません。

Q: 配偶者が日本人であるか、ブラジルなどほかの国であるかによって、帰化が許可されるまでの時間に差はあるのでしょうか？

A: 法的には審査時間の異同はありませんが、事実上はあり得ます。なぜなら、身分関係での日本との結びつきの強弱なども、判断資料となるからです。

Q: 帰化申請から許可まで、どれくらいの時間がかかるのでしょうか？ また、許可の連絡は突然来るのですか？

A: 1年から2年前後というケースが多いで

す。許可の通知が来るのに、特に事前の連絡はありません。

Q: 日系ブラジル人の場合、申請から許可までの期間が短くなったりするのですか？

A: 前述と同じく、法的には審査時間の異同はありませんが、事実上はあり得ます。

Q: 「日本人になれば、日本代表になることができる」というように、帰化は個人的な欲求のため、というイメージが強くなると、許可までの期間が長くなってしまいうようなケースはあるのでしょうか？

A: 一般に、あまりにも利己的な目的のみを強調すれば、職員の心証が良くはないので、進ちょく状況に支障の出ることはあり得ます。ただし、日本代表として、日本社会にいままで以上に貢献したい、というのは、立派な動機だと考えられます。

Q: 一度、諸外国から帰化して日本国籍を取得した人が、その後再度、別の国の国籍を取得することは可能なのでしょうか？

A: 一般には可能です。ただし、帰化申請は各々の国で要件が異なりますので、将来、別の国の国籍を取得する可能性がある場合は、事前に要件を確認しておく必要があるでしょう。

<回答>

あさひ東京総合法律事務所
行政書士・古川(こがわ)峰光
TEL: 042-792-2709
<http://www.lawyersjapan.com/>
lawyers@lawyersjapan.com
<http://www.atlo.jp/>